

低公害車普及促進対策費補助金(車両導入)について

全国で⁽¹⁾CNGバス・トラック等⁽²⁾を一定台数導入⁽³⁾するバス・トラック事業者等⁽⁴⁾に対し、地方公共団体等⁽⁵⁾と協調して、当該車両購入費等の一部を補助⁽⁶⁾する。

1. 補助対象地域 全国

2. 補助対象車両

バス：CNGバス、ハイブリッドバス、新長期規制適合バス、使用過程にあるディーゼル車のCNG車への改造

トラック：CNGトラック、ハイブリッドトラック、新長期規制適合トラック、使用過程にあるディーゼル車のCNG車への改造

バスについては乗車定員11人以上、トラックについては車両総重量3.5トン超のものに限る。

3. 一定台数の導入 バス：単年度2台以上(補助事業者単位)
トラック：単年度3台以上(")

4. 補助対象事業者

バス：一般乗合旅客自動車運送事業者、自動車リース事業者

トラック：一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、
自動車リース事業者

その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者も対象とする。

5. 地方公共団体等 都道府県、市町村(東京都特別区を含む)、バス協会、トラック協会等

6. 車両購入費等の一部補助

CNGバス・トラック等の導入 車両本体価格の1/4

ただし、
・CNG車、ハイブリッド車の導入 通常車両価格との差額の1/2を限度とする。
・新長期規制車の導入 通常車両価格との